

第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針進行管理調査表

○主な人権課題の方向性に沿った進行管理												
主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
3-1 女性の人権	①講座、研修やNPO等との連携事業を通して、性差別意識や固定的な性別役割分担意識の解消、男女共同参画社会の意義の普及に努めます。	1	男女共同参画推進に向けた広報・啓発	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座を実施するとともに、芦屋市広報やセンター通信「ウィザス」の発行を通じて、男女共同参画意識の周知・啓発を行う。		668						人権・男女共生課
	②性別に関わりなく一人ひとりの個性や能力を育む教育・学習の充実に努めます。	2	学校教育における子どもへの学習機会の確保	性別に基づく固定的な役割分担意識を是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成する教育・学習の充実に努める。		0						学校教育課
	③広く市民にワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させるとともに、男女がともに育児や家事、介護等を担うための啓発を行います。	3	ワーク・ライフ・バランスの意味や考え方の普及	男女共同参画センター講座・女性活躍推進講座の実施やセンター通信「ウィザス」の発行を通じて、自身の働き方を見直し、より充実した生活をするために有効な情報提供を行う。		668						
		4	男性が女性と共に育児や家事を担うための啓発や学習機会の提供	男女共同参画センター講座として、男性が家事・育児に積極的に関わり、パートナーや家族とのコミュニケーションを図るきっかけとなるような講座を企画・実施する。		254						人権・男女共生課
	④性差別による暴力防止、DV、若年層に対するデートDV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教育や啓発を進めます。	5	性差別による暴力防止、DV、若年層に対するデートDV、セクシュアル・ハラスメント等の防止に関する教育や啓発	(人権・男女共生課) 「女性に対する暴力をなくす運動」に関する事業を実施(11月予定)するとともに、ホームページ等で相談先等の周知・情報提供を行う。 (コンプライアンス推進室) ・ハラスメントのリーフレットを改訂し、職員に配布して周知を図る。 ・職員の役割に応じた研修等を実施することで、ハラスメントについての知識の向上を図る。 (教職員課) 研修の実施により、あらゆるハラスメント防止の啓発を図る。		770						人権・男女共生課 コンプライアンス推進室 教職員課
	⑤芦屋市配偶者暴力相談支援センター(芦屋市DV相談室)の周知を進めます。	6	広報紙への掲載関係課や関係機関へ相談カードを配布	多くの人に情報が届き、DV被害者の相談につながるよう効果的に周知を行う。		8,131						人権・男女共生課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
3-2 子どもの人権	①「子どもの権利条約」の意義と内容について周知・啓発を進めます。	7	子どもの権利条約の周知	年齢に応じた子どもの権利条約の冊子を配布		6						子育て推進課
		8	人権教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育をあらゆる教育活動の根幹に据え、自身の自尊感情を高め、自他の人権を守り、種々の人権課題を解決しようとする児童生徒の意欲・態度を育てる。</li> <li>・各学校で情報モラルの育成を目指した授業を実施する。</li> <li>・情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修を積極的に実施する。</li> <li>・情報活用能力向上のための授業づくり研究を進める。</li> </ul>		153						学校教育課
④「いじめ防止基本方針」などにに基づき、通報体制や相談体制の充実を図ります。	9	カウンセリングセンター相談事業	相談者の在籍校との連絡を密にし、いじめの長期化や不登校を防止するとともに、他の相談機関や関係機関との連携を意識し、支援の充実を目指す。		2,616							学校教育課
	10	青少年愛護センター相談事業	青少年の問題全般について、電話、来所等による相談活動を実施する。		0							青少年愛護センター

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課	
⑤「児童虐待防止法」に基づき、通報体制や相談体制の充実を図るとともに、学校等と関係機関との連携を強化します。		11	子ども家庭総合支援室の運営	子ども家庭支援員・虐待対応専門員が家庭の養育についての悩みや心配ごとの相談に応じる。また、子どもの虐待に関する相談・指導・訪問等適切な対応を行う。		15,202						子育て推進課	
		12	カウンセリングセンター相談事業(再掲)	・カウンセリングセンターに業務委託し、児童生徒の健全育成及び保護者、教師のカウンセリングを行い、心身の安定を図るとともに、定期的に児童生徒の在籍校と情報交換を行い、支援に当たる。 ・他の相談機関との連携を意識し支援の充実を目指す。特に、学校教育課の教育相談との連携を意識する。 ・教育相談事業の更なる啓発や周知に努め、相談業務の質と量の充実を図る。		2,616						学校教育課	
		13	要保護児童対策地域協議会の運営	代表者会議年1回、実務者会議・主要機関実務者会議年4回以上、ケース検討会議を必要に応じて開催する。 児童虐待防止研修会を開催する。		0							子育て推進課
		14	児童虐待防止の広報啓発	児童虐待防止月間に公立小学校・中学校及び自治会に「児童虐待防止」チラシを配布する。(11月予定)		145							子育て推進課
⑧保護者や青少年愛護委員などと連携し、子どもたちが自ら身を守り、安全を確保するため、教育・啓発を進めます。		15	犯罪等子どもを取り巻く様々な危険性についての教育・啓発	(子育て推進課) ・防犯訓練の継続実施を図り、内容の振り返り、充実を図る。 ・5歳児には「こどもぼうさい」を配布し、各施設で冊子も利用した防犯教育を行う。 ・交通安全教室に継続参加実施。(学校教育課) ・新規プレート「子どもを守る110番の家・店プレート」の周知に努め、新規掲示先を増やす。 ・防犯教室を継続実施し、児童生徒の危険回避などの意識向上に努める。 ・交通安全教室を継続実施し、自転車の乗り方や安全な歩行方法についての周知を図る。 ・山手中学校区の山手小学校、岩園小学校、朝日ヶ丘小学校の通学路点検を実施し、危険箇所の改善に努める。 (青少年愛護センター) 中学校区青少年健全育成推進会議及び青少年育成愛護委員と連携し、犯罪等の危険性に対する研修を行う。 (地域経済振興課) 2022年4月からの成年年齢引き上げに伴って、若年者の契約トラブル増加を未然に防止する消費者啓発セミナー等を開催する。		453						子育て推進課 学校教育課 青少年愛護センター 地域経済振興課	

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
3-3 高齢者の人権	①関係機関との連携を密にし、虐待の早期発見や詐欺の未然防止、成年後見制度の利用促進に努めるとともに、権利擁護支援センターや高齢者生活支援センターの相談窓口の周知と相談体制の充実に努めます。	16	権利擁護の理解や意識を高める取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待対応にあたる職員に向け、研修を実施し、対応の質の向上を目指す。</li> <li>市民向けに権利擁護フォーラムを実施し、権利擁護について普及啓発を図る。</li> <li>関係機関(ケアマネ)の虐待対応における困りごとを明らかにし、よりスムーズな連携を図る。</li> <li>施設従事者による高齢者虐待対応マニュアル・障がい者虐待対応マニュアルを実務に即した内容へと改訂し、虐待対応がよりやりやすいものになるようにする。</li> </ul>		0						地域福祉課
		17	災害時の要配慮者支援の取組	(地域福祉課・防災安全課) 要配慮者名簿を通して地域での見守り活動が活発になるよう、関係課が協働し緊急・災害時支援の運用を見直す。 また、地域住民だけではなく社会福祉協議会や高齢者生活支援センターなど関係機関の協力が得られるよう、令和4年度からの本格的な新運用の実施に向けて準備を進める。 (高齢介護課・防災安全課) <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急・災害時要援護者台帳等の名簿の更新及び説明を行い、日ごろの地域活動に活用いただく。</li> <li>広報で緊急・災害時要援護者台帳を周知する。</li> </ul>		550					地域福祉課 高齢介護課 防災安全課	
			地域見守りネット事業	気になる方を報告していただけるよう、報告事例について登録事業者へ発信する。		0					高齢介護課	
		18										
③認知症施策推進大綱に基づき、認知症高齢者を支援する体制づくりに努めるとともに、認知症に関する正しい知識の普及・啓発を進めます。	19	認知症施策	(地域福祉課) 認知症サポーター養成講座の年間受講者1,000人を目標とし、認知症地域支援推進員等と連携し、小・中学生を始めとする、様々な世代の受講者増加と地域活動へ繋がるような仕組みの構築を目指す。 (高齢介護課) <ul style="list-style-type: none"> <li>認知症に対する正しい知識の普及を図る</li> <li>気軽に集える居場所づくりを取り組む</li> <li>若年性認知症の当事者の会の開催や適切な支援が行える仕組みづくりを検討する。</li> </ul>		1,510						地域福祉課 高齢介護課	
		20	高齢者雇用に関する制度の周知・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続してシルバー人材センターの運営を補助する。</li> <li>シルバー人材センターの活動内容を周知することにより会員の入会を促進する。</li> </ul>		20,000						高齢介護課
④高齢者の自立と社会参加、就労の機会や環境を整えることの必要性について周知・啓発し、生きがいの増進に努めます。												

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
3-4 障がいのある人権	①「障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例」を広く周知し、障がい及び障がいのある人に対する理解の促進を図り、差別のない共生社会の実現を目指します。	21	条例による取組の推進	(障がい福祉課) ・芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと」、条例啓発リーフレット「お互いを支えあい思いやるまち あしや」等を通じて周知を図る。 ・合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動を実施する。 ・市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組(合理的配慮の提供を目的とした点字メニューの作成や筆談ボードの設置などを行った場合に、費用の一部を助成)を実施する。 (人権・男女共生課) 講演会や啓発映画会など人権啓発事業を実施する際に条例を周知する。		3,200						障がい福祉課 人権・男女共生課
	②子どもの頃から障がいのある人に対する理解を深め、心のバリアフリーを育む教育を進めます。	22	福祉教育の推進	小学校の総合的な学習において、視覚に障がいのある方の話を伺ったり、用具を見たり使ったりする機会を設ける。また、アイマスクをつけて実体験をするなどし、障がい者理解を深める。		0						学校教育課
	③障がいのある人もない人も共に参加できる地域での交流活動などを通して、相互理解を進めます。	23	交流活動による啓発	(政策推進課・障がい福祉課、人権・男女共生課、スポーツ推進課) ・障がいの有無に関わらず交流できるイベントを開催する。 (障がい福祉課) ・市内外で障がいのある人もない人も集うような居場所を見出し、障がいのある人に周知していく。 ・障がいのある人の文化・芸術活動を促進するため、保健福祉センター等で開催する障がい児・者作品展について、市民への広報や運営などの支援を行うとともに、障がい児・者による芸術作品等の発表機会を創出していく。		772						関係課(政策推進課・障がい福祉課・人権・男女共生課・スポーツ推進課)
	④事業者が合理的配慮の提供を行うことができるよう、合理的配慮の提供支援に関する施策を実施します。	24	合理的配慮の提供支援	芦屋市障がいを理由とする差別のない誰もが共に暮らせるまち条例を、市ホームページ、障がい福祉ポータルサイト「あしやねっと」、条例啓発リーフレット「お互いを支えあい思いやるまち あしや」等を通じて周知を図る。 合理的配慮の提供を推進するための取組として、子どもから大人まで誰もが合理的配慮について理解できるような啓発活動を実施する。 市内民間事業者に対して合理的配慮の提供支援に関する取組(合理的配慮の提供を目的とした点字メニューの作成や筆談ボードの設置などを行った場合に、費用の一部を助成)を実施する。		3,200						障がい福祉課
	⑤相談窓口の周知に努めるとともに相談体制の充実を図ります。	25	障がい者相談支援事業	地域の身近な相談窓口として、相談から一貫した支援を実施できるよう、関係機関と連携し、相談支援の充実を図る。 地域における相談支援の中核的な役割を果たしている障がい者基幹相談支援センター機能のさらなる充実を図る。 「地域共生社会」の実現に向けた重層的支援体制の整備について、属性や世代に捉われない包括的な支援ができるよう、関係機関と協議していく。		41,584						障がい福祉課 地域福祉課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課	
3-5 同和問題(部落差別)	①偏見や差別意識の解消に向けて、同和問題(部落差別)に対する正しい理解と認識が得られるよう周知活動、啓発活動を進めます。	26	同和問題(部落差別)に対する啓発	(上宮川文化センター) ・開かれたコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための講演会や学習会を開催する。 (人権・男女共生課) 講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に法務省が作成した啓発チラシを配布する。		98						上宮川文化センター 人権・男女共生課	
	②学校教育においては、これまでの取組の成果を踏まえ、学習内容、指導方法を工夫しながら人権教育に取り組みます。	27	同和問題(部落差別)に対する教育	同和問題をめぐる人権侵害が今なお存在する事実に向き合うことを通して、教職員が同和問題を重要な人権課題としてとらえ、地域の実情をふまえながら部落差別の解消に向けた教育と啓発を進める。		0							学校教育課
	③人権啓発・住民交流の拠点施設である上宮川文化センターを中心に、地域での相談事業や人権学習、交流活動に取り組みます。	28	隣保館事業	・同和問題をはじめ、あらゆる人権課題を含めた相談業務を実施する。 ・地域交流をすすめる、同和問題の理解をより一層深めていく。		330							上宮川文化センター
	④住民票等の不正請求・不正取得により市民の人権が侵害されないよう、「本人通知制度」の周知と適正な運用を行います。	29	「本人通知制度」の周知・運用	・引続き本人通知制度の運用を図るなかで、周知啓発を行う。 ・引続き適正な運用に努め、登録者数の増加を目指す。		0							市民課
3-6 外国人の人権	①外国人に対する偏見や差別意識を解消するために、文化・生活習慣の多様性を尊重する人権意識の高揚についての教育・啓発を推進します。	30	多様性を尊重する人権意識の教育・啓発	多文化理解講座の実施		614						人権・男女共生課 広報国際交流課	
	②ヘイトスピーチは、人権侵害であり、許されないものであるという認識を広めるための啓発を行います。	31	ヘイトスピーチに対する啓発	・人権講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に法務省が作成した啓発チラシを配布する。 ・庁内に法務省が作成した啓発ポスターを掲示する。		0							人権・男女共生課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
	③外国人児童生徒等に関する教育指針に基づき、すべての児童生徒等が互いに尊重し、外国人児童生徒等が自らの進路を切り拓いていける力を育みます。	32	外国人児童生徒等に対する教育支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初期日本語指導教室の運営や、支援方法について継続して検討する。</li> <li>・日本語指導を必要とする児童生徒数が増加傾向にあり、外部支援員の人材確保に努める。</li> <li>・学校の教職員が日本語指導の基本的なスキルを学べる研修プログラムを実施する。</li> </ul>		2,947						学校教育課
	④子どもたちも含めた外国や外国人との交流を進めることなどにより、異文化に対する理解や関心を高め国際社会への視野を広がります。	33	国際理解教育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新学習指導要領に沿った指導と評価を引き続き研究する。</li> <li>・小学校外国語活動推進事業において、英語が堪能な地域人材を、小学校英語力アップ事業において、ALTを配置する。</li> <li>・国際交流協会等の関係機関と連携し、児童生徒が外国人と交流して異文化理解を深める場をつくる。</li> </ul>		18,385						学校教育課
		34	国際交流に関する事業	(No.30の再掲) 多文化理解講座の実施		614						
	⑤潮芦屋交流センターを拠点として、日本語教室や在住外国人への情報提供を通して異文化交流を進めます。	35	外国人への日本語学習支援教室の実施	(広報国際交流課) 指定管理事業(参加者数) <ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者の実施計画による目標数値</li> <li>日本語教室(大人対象)週4日全5クラス、1,400人(講師含む)</li> <li>日本語教室(子ども対象)週1日全1クラス、308人(講師含む)</li> <li>日本語ボランティア講師養成・ブラッシュアップ研修21人(講師含む)</li> </ul> (公民館) 民間事業者に委託している。事業が適切に行われているかどうか、令和3年度の事業計画が適切に作成されるかどうか注視し、評価する。		30						広報国際交流課 公民館
	⑥多言語による情報発信ややさしい日本語の普及などを通して、外国人にも理解しやすい情報提供に努めます。	36	多言語での情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多言語情報配信クラウドサービスの利用・周知及びホームページの充実</li> <li>・希望する外国人住民へメール配信の本格実施</li> </ul>		1,962						広報国際交流課
		37	やさしい日本語の普及	やさしい日本語研修の実施		0						広報国際交流課
		38	三者間通話システム	通訳が必要な外国人からの119番通報受信時及び現場活動時の通訳要望に応え、円滑な災害活動に努める。		385						

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
		39	災害時の在住外国人への支援	外国人住民対象の防災研修及び日本人対象の在住外国人支援研修の実施		614						広報国際交流課 防災安全課
3-7 情報化などに伴う人権侵害	①家庭や人権擁護委員など関係機関と連携し、情報収集や発信における個人の責任や情報モラルについて、子どもを含めた教育・啓発を推進します。	40	情報モラル教育・啓発の実施	<p>(打出教育文化センター)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報モラル教育は、人権教育や生徒指導上の問題と大きく関わることを学校とも共通理解して取り組む。</li> <li>・子どもたちが主体的に情報モラルについて考える場を設ける。</li> <li>・芦屋市情報活用能力体系表を活用して、教育課程の中に情報モラル教育を明確に位置づけ、系統的な指導ができるようにする。</li> <li>・1人1台学習用端末を活用する際には、情報セキュリティ、著作権、情報収集・発信の際の注意事項等の指導を行う</li> <li>・SNS利用等、情報モラルやリテラシーに係る内容について、教職員対象の研修をより充実したものにしていく。</li> </ul> <p>(学校教育課)</p> <p>外部の講師を各学校で招聘したり、研修用動画を活用したりするなど、各学校に実態に合わせて、児童生徒・教職員向けの研修を実施する。</p> <p>(青少年愛護センター)</p> <p>青少年育成愛護委員会に委託している事業の中の研修において情報モラルをテーマとして実施し、啓発を行う。</p> <p>(人権・男女共生課)</p> <p>人権擁護委員や法務局と連携し、市内小中学校でスマホ・ケータイ人権教室を実施する。</p>		3,467						打出教育文化センター 学校教育課 青少年愛護センター 人権・男女共生課
	②インターネットにおける差別的な書き込み等の人権を侵害する情報の掲載について、関係機関と連携し、早期発見や適切な対応に努めます。	41	インターネット・モニタリング事業	定期的にモニタリングを行い、差別的な書き込みを発見した場合は、法務局等と連携し、削除依頼を行う。		0						人権・男女共生課
	③市の各種広報について、人権の視点から検証し、適切な情報提供を図ります。	42	人権の視点に立った適切な情報発信	継続して、人権の視点に立ち、適切な情報発信を行う。		0						広報国際交流課



主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
3-8 性的マイノリティの人権	①誰もが自分の性(セクシュアリティ)を尊重され、自分らしく生きることのできる社会をつくるため、性の多様性など性に対する正しい知識や理解が深まるよう教育・啓発を進めます。	43	性的マイノリティに関する教育・啓発	(人権・男女共生課) ・LGBTに関する職員研修を実施する。 ・講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に県が作成した啓発リーフレットを配布する。 (学校教育課) LGBTなど性的マイノリティの人権課題に対して、正しい知識と理解を深めることのできる教材研究、授業実践を進める。		0						人権・男女共生課 学校教育課
	②公文書等における不要な性別記載の削除を進めます。	44	申請書等の不要な性別記載の削除。	・継続して、申請書等における不要な性別記載欄の削除を行う。 ・新規に作成する申請書等について、性別記載欄が不要なものは、性別記載欄を設けないようにする。		0						人権・男女共生課
	③性的マイノリティ当事者や家族、教職員などからの相談に対応するため、相談窓口の周知を図ります。	45	専門相談員によるLGBT電話相談の周知	・講演会や啓発映画会など人権啓発事業を実施する際にLGBT電話相談の周知をする。 ・市内の公共施設に相談カードを配架し周知する。		412						
3-9 感染症などの人権	①各感染症についての正しい知識を普及するとともに、世界エイズデーやハンセン病を正しく理解する週間などを中心に、啓発を進めます。	46	各感染症についての正しい知識の普及	(人権・男女共生課) ハンセン病問題をテーマにしたパネル展示を行い、市民に対して啓発を行う。 (上宮川文化センター) ハンセン病問題をテーマとした啓発映画等を通して市民に対して啓発を行う。 (健康課) 「HIV感染」に限らず、「新型コロナウイルス感染」など各感染症について、正しい知識を身につけ、当事者の人権について理解が促進されるようホームページでの情報提供やポスターの掲示、パンフレット等啓発媒体の設置を継続して実施する。		0						人権・男女共生課 上宮川文化センター 健康課
	②学校教育において、感染者等に対する差別・偏見を持つことの無いよう発達段階に応じた正しい知識を身に付けるよう取り組みます。	47		・小学校では生活科や保健、中学校では保健体育科で感染症についての授業を実施する。 ・感染者等に対する差別・偏見を持つことの無いよう発達段階に応じた正しい知識が身に付くよう授業を実施する。		0						
3-10 犯罪被害者などの人権	①犯罪被害者等の人権について、広く啓発を図るとともに、犯罪被害者等の支援制度の周知に努めます。	48	犯罪被害者等の人権についての啓発、犯罪被害者等の支援制度の周知	犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性について理解を深めるために啓発活動を行うとともに、犯罪被害者等に対して、支援制度の周知に努める。 具体的には、民間支援団体による犯罪被害者の無料電話相談案内及び市の支援制度について広報紙に掲載する。また、市職員向けの人権研修を実施する。		25						建設総務課

主な人権課題	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出予算額(千円)	R3歳出決算額(千円)	R4歳出予算額(千円)	所管課評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
3-11 刑を終えて出所した人などの人権	①犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深めるため、「社会を明るくする運動」を推進し、立ち直りを見守り支える地域社会の実現に向けて啓発活動に取り組みます。	49	「社会を明るくする運動」などを通じた啓発活動	社会を明るくする運動を通し、周囲の人びとが社会の中で見守り支えていく更生保護について理解を深めるため、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、可能な範囲で啓発活動に取り組む。 また、小中学生を対象に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて考えたことや感じたことをテーマにした作文コンテストを実施し、広く更生保護への理解を深めてもらう。		0						地域福祉課
3-12 その人権問題 ◇ひとり親家庭に関する問題	家族の多様性が尊重される社会の実現に向けて啓発に取り組みます。また、ひとり親家庭のうち特に母子家庭への支援制度及び適切な相談窓口の周知に努めます。	50	母子・父子家庭相談の周知	ひとり親家庭の継続的自立へつなげるよう、広報やホームページ等を通じて支援制度及び相談窓口の周知を行う。		0						子育て推進課
◇北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	この問題について、関心と認識を深めていく啓発を推進します。	51	北朝鮮当局による拉致問題についての関心と認識を深める啓発	・パネル展を通じて拉致問題についての啓発を図る。		0						人権・男女共生課 上宮川文化センター
◇アイヌの人々の人権	国と協力し、啓発に努めます。	52	アイヌの方々の歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発	ホームページ等を通じて、アイヌの方々の相談窓口の周知をはじめ、歴史や現状に関する認識と理解を深める啓発を行う。		0						人権・男女共生課
◇労働者等の人権	ハラスメントによる人権侵害に対する正しい理解の促進、相談窓口の周知に努めます。	53	ハラスメントに対する啓発、相談窓口の周知	(人権・男女共生課) 人権擁護委員による人権相談の実施を広報やホームページのほか講演会や啓発映画会などの人権啓発事業を実施する際に周知する。 (地域経済振興課) 毎月社会保険労務士による労働相談の実施を広報に掲載し相談窓口を周知する。 ハラスメントに対する啓発チラシを作成し正しい知識の理解を促す。		125						人権・男女共生課 地域経済振興課

第4次芦屋市人権教育・人権啓発に関する総合推進指針進行管理調査表

○それぞれの場における人権教育・人権啓発の方向性に沿った進行管理												
地域・事業者	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出 予算額 (千円)	R3歳出 決算額 (千円)	R4歳出 予算額 (千円)	所管課 評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
4-3 地域	①社会教育関係機関・団体、芦屋市人権教育推進協議会との連携を深め、学習・啓発の機会を充実します。	1	関係団体との連携による事業の実施	(人権・男女共生課) 法務局、人権擁護委員等と連携し人権講演会及び啓発映画会を実施する。 (生涯学習課) ・芦屋市人権教育推進協議会の自主的な活動がより円滑に、かつ充実するよう支援する。 ・芦屋市人権教育推進協議会全体会・分科会がより充実するよう活動を支援する。		2,738						人権・男女共生課 生涯学習課
	②出前講座の推進など、自治会などが実施する啓発・学習活動に対する場所や機会の提供、交流の促進などを通じて、地域における人権意識の向上と地域の教育力を高めます。	2	生涯学習出前講座の案内、募集、実施	生涯学習出前講座、あしや学びあいセミナー及び社会教育関係団体公募提案型補助金制度を引き続き円滑に実施し、生涯学習の推進を通じて人権意識の向上を図る。		400						生涯学習課 関係課
	③地域での行事・イベントなどの場と機会を活用した啓発活動を推進します。	3	地域の行事、イベントなどの場を活用した啓発活動	成人式で人権啓発グッズを作成・配布し、人権意識の浸透を図る。		91						関係課（生涯学習課）
4-4 事業所	①経営者などに対し、特に人権に関わる法令順守について啓発します。	4	事業所に対する啓発、啓発事業の周知	(地域経済振興課) 他市、他団体と連携し啓発を実施したり、法改正など、社会情勢に合わせて啓発資料を作成、配布する。 (人権・男女共生課) 人権啓発事業のチラシやポスターの配布、掲示依頼を商工会にし、市内の事業所への周知を図る。		0						地域経済振興課 人権・男女共生課
	②研修会の開催など人権教育・啓発の実施を呼びかけるとともに、講師などの人材紹介、施設・情報・教材の提供などの支援を行います。											

地域・事業者	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出 予算額 (千円)	R3歳出 決算額 (千円)	R4歳出 予算額 (千円)	所管 課 評価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
○市職員等への教育・啓発												
5-1 職員の意識向上	①新入職員から幹部職員にいたるすべての職員について、それぞれの職務に応じた人権意識を高める研修の充実に努めるとともに、人権をテーマとした講演会・研修会への参加を促すことで人権意識の高揚を図ります。	5	人権に関わる研修	(人権・男女共生課) 職員人権研修を開催する。また、人権講演会を職員人権研修に位置づけ、参加を促すことで職員の人権意識を高める。 (コンプライアンス推進室) 職員の役職に応じた研修等を実施することで、ハラスメントについての知識の向上を図る。 (障がい福祉課) 障がいのある人の感覚の疑似体験等、障がい理解の促進を目的とした職員研修を実施する。 手話の理解促進・普及啓発を行うことを目的とした「心がつながる手話教室」を開催する。 新任職員研修において、手話研修を実施する。		742						人権・男女共生課 人事課 コンプライアンス推進室 障がい福祉課
	②管理職は高い人権感覚を習得するとともに、所属職員の人権に対する理解を深めることを目的として、職場単位での自己啓発や研修の充実に取り組みます。	6	職場人権研修	各職場でテーマを設定し研修を実施する。職員間で意見交換を行うことにより職員の人権意識の向上を図る。		0						人権・男女共生課
	③「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」に基づき、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントに対する理解を深める研修を実施するとともに、職場の人権問題に対して迅速かつ効果的に対応できる体制の充実に努め、制度や相談窓口の周知に努めます。	7	学校内のハラスメント防止対策	・昨年度に引き続き、市と各校においてハラスメント防止に係る研修を実施するとともに相談しやすい環境づくりに努める。		0						教職員課
		8	庁内におけるハラスメント防止対策	「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」を改訂し、職員に周知する。また、職員の役職に応じた研修等を実施することで、ハラスメントについての知識の向上を図る。		3,200						コンプライアンス推進室

地域・事業者	方向性	NO	事業内容	R3事業実施目標	R3事業実施実績	R3歳出 予算額 (千円)	R3歳出 決算額 (千円)	R4歳出 予算額 (千円)	所 管 課 評 価	R3実施効果・課題	R4事業実施目標	所管課
5-2 特定職業従事者の意識向上	①教職員については、園児・児童・生徒それぞれの発達段階に対応した人権研修を進めるとともに、家庭や地域との連携のもとに人権課題の解決に積極的な役割を果たすことを推進します。	9	特定職業従事者に対する研修	(学校教育課・打出教育文化センター) ・キャリアステージに合わせた人権研修会を実施する際には、教員のニーズや現状をよくふまえた上で適切なテーマや課題設定をおこなう。 ・若手教員に対して同和問題をはじめ、人権問題について学べる機会をセンターが設けると共に各校でおこなっている校内人権研修会を充実させるための支援をおこなう。		100						学校教育課 打出教育文化センター
		10	②福祉関係者、医療・保健関係者、消防職員については、市民の健康・生命や財産に接する機会が多いことから、プライバシー保護への配慮を徹底するとともに、相談業務などにおいて相談者それぞれが相手の立場に立った適切な対応が行えるよう、研修を充実します。	(生活援護課) 庁内外の研修等に参加し、職員の人権意識啓発を目指す。 (福祉センター) 館内の業務連絡会を通じて、個人情報等の保護を徹底するため情報セキュリティの実施方策(パソコン本体へセキュリティをかける、パソコン等施錠管理の徹底・盗難防止ワイヤーの取付け、書類はカウンターの内側に取り込むなど...)をセキュリティ事故の事例や芦屋市の取組を伝え、随時注意喚起を行う。また、机や書庫等の鍵の調査を実施する。		0						関係課(生活援護課 福祉センター)